

# いじめ防止基本方針

秋田県立秋田明德館高等学校通信制課程

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 2 いじめの未然防止のための取り組み

- ①家庭地域と連携した道德教育の充実を図る。
- ②人間関係を築く力を高める啓発指導を充実させる。

## 3 いじめの早期発見

- ①生徒とのコミュニケーションを深め信頼関係を構築し、教員間で連携し観察を行う。
- ②生徒間のささいな変化、兆候を見逃さない。

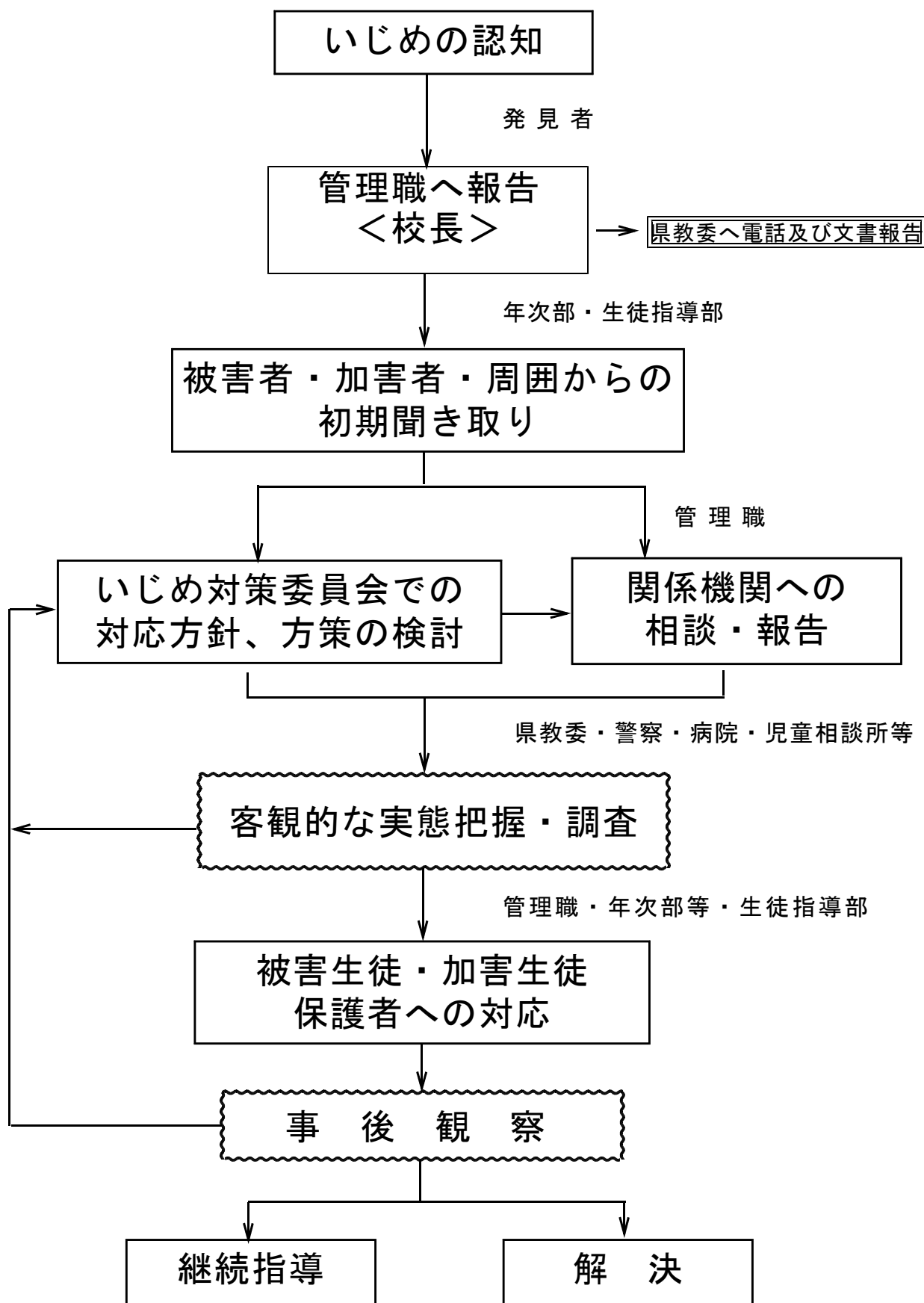
## 4 いじめ防止のための組織とその取り組み

- ①教頭、生徒指導主事、年次部、特別支援委員会、養護教諭から成る「秋田明德館高等学校通信制課程いじめ対策委員会（以下、委員会）」を組織する。
- ②委員会として情報収集を図り、迅速な対応に備える。
- ③委員会の相談窓口を周知することと相談しやすい環境づくりに努める。

## 5 いじめへの組織的な対応

- ①教職員は、生徒や保護者等から「いじめ相談」があった際は、その全てを直ちに管理職及び委員会に報告する。
- ②校長は、いじめの報告があった際は、事実確認を待つことなく、速やかに県教育委員会に、「電話（第一報）」及び「文書（県報告文書様式）」で報告する。
- ③いじめた生徒、いじめを受けた生徒双方から聞き取った内容の整合性を図り、状況を正確に把握する。
- ④いじめを受けた生徒および保護者への心のケアを図る。
- ⑤いじめた生徒に対する毅然とした指導を通して、心からの反省を促す。
- ⑥以上のことについて委員会中心に通信制課程全職員で組織的に対処する。

# いじめ認知時の初期対応フローチャート



## 【秋田明德館高等学校通信制課程の体制】

### いじめ防止のための学校体制

